

第4章 磁気探査業務

第1節 磁気探査

Ⅱ-4-1-1 適用の範囲

本節は、磁気探査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

Ⅱ-4-1-2 探査準備

受注者は、探査を実施するに当たり、必要な計画・準備を行わなければならない。

Ⅱ-4-1-3 基準点測量

基準点測量は、Ⅱ-2-1-3 基準点測量を適用する。

Ⅱ-4-1-4 磁気探査

1 探査機器等

- (1) 受注者は、磁気探査機の種類・性能については、フラックスメーター方式、フラックスゲート方式、光磁共鳴方式のいずれかを用いて探査を行うものとする。
- (2) 受注者は、磁気反応を連続して記録し、かつ、直視できる記録計を用いなければならない。
- (3) 受注者は、使用に先立ち監督職員に船位測定機及び音響測深機の承諾を得なければならない。

2 磁気探査

- (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の磁気探査を行わなければならない。
- (2) 磁気探査位置の測定方法は、Ⅱ-2-1-5 水深測量 3 水深測量 (2) 海上測位を適用するものとする。
- (3) 受注者は、特記仕様書に定める深度まで探査しなければならない。
- (4) 受注者は、磁気量 $6.9\mu\text{Wb}$ 以上の磁気異常点を探知した場合、監督職員に通知しなければならない。
- (5) 受注者は、センサーを海底面に対し一定の高さになるようにして探査を行わなければならない。
- (6) 受注者は、動揺のないように一定速度で磁気探査船を運航し、探査を行わなければならない。
- (7) 受注者は、検知器を吊り下げて曳航する場合、音響測深機により海底上 $0\sim 2\text{m}$ を保つようにし、その速度は $1\sim 2\text{m/s}$ で曳航しなければならない。
- (8) 受注者は、探査における1回の有効幅を 10m とし、探査区域を綿密に探査するものとし、曳航中は約30秒ごとに位置の確認を行い、探査もれのないように行わなければならない。
- (9) 受注者は、探査において、磁気測定及び検知器と海底面との深度差測定をそれぞれ連続的に記録するとともに、測定位置も同時に記録しなければならない。

Ⅱ-4-1-5 解析

- 1 磁気量の単位は、 μwb とする。
- 2 受注者は、特記仕様書に定める最低の磁気量まで解析するものとし、解析結果について考察しなければならない。

II-4-1-6 成果

- 1 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。
- 2 受注者は、成果物としては次に掲げる内容を記載した報告書を2部作成し、資料とともに監督職員に提出しなければならない。

(1) 報告書

- ・ 件名
- ・ 探査場所
- ・ 探査期間
- ・ 探査位置図
- ・ 探査機器
- ・ 測定方法（探査測定方法、探査位置測定方法、磁気量算出方法）
- ・ 磁気異常測定値一覧表（位置、磁気量、埋没深度）
なお、異常点について説明を要するものは、測定値に付記しなければならない。
- ・ 総航跡図
- ・ 磁気異常点位置図
- ・ 解析結果の考察

(2) 資料

- ・ 航跡図（原図）
- ・ 船位測定簿
- ・ 測定記録（磁気記録、音響測深記録）
- ・ 磁気量算出基礎資料
- ・ 磁気異常点集約資料
- ・ 使用した磁気探査機の総合感度試験資料

II-4-1-7 照査

- 1 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
- 2 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 探査方針及び探査内容の適切性
 - (2) 測定記録と計算結果の整合性
 - (3) 測定記録と図面表現の整合性
 - (4) 航跡と磁気異常点位置の的確性
 - (5) 成果物の適切性